

令和6年10月吉日

お客さま各位

鹿沼相互信用金庫

「お取引目的の確認及び本人確認書類ご提出のお願い」
ダイレクトメール送付のお知らせ

平素は、鹿沼相互信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、国際社会におけるテロの脅威等が高まり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が増していることを受け、金融庁は2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の対応要請に基づき、当金庫では長年お取引いただいているお客さまのうち、当初の口座開設時に運転免許証等の公的な本人確認書類にてご本人であることの確認がとれていない等のお客さまに対し、改めて現在の法令の確認基準に沿ってお客さまの本人確認や当金庫とのお取引目的等の確認を実施しております。

当金庫が送付した「お取引目的の確認及び本人確認書類のご提出のお願い」のダイレクトメール（圧着式ハガキ）を受け取られたお客さまにおかれましては、受領後3ヶ月以内にハガキ内の「お手続きの流れ」に記載されている本人確認書類やお届印をご用意いただき、お取引店舗でお手続きをお願いいたします。

大変お手数をお掛けいたしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

《ご注意》

○当金庫では「お取引目的の確認及び本人確認書類ご提出のお願い」ハガキを送付させていただくにあたり、お客さまの口座番号や暗証番号をお聞きすることや、訪問してキャッシュカードや通帳をお預かりすることは絶対にありませんのでご注意ください。

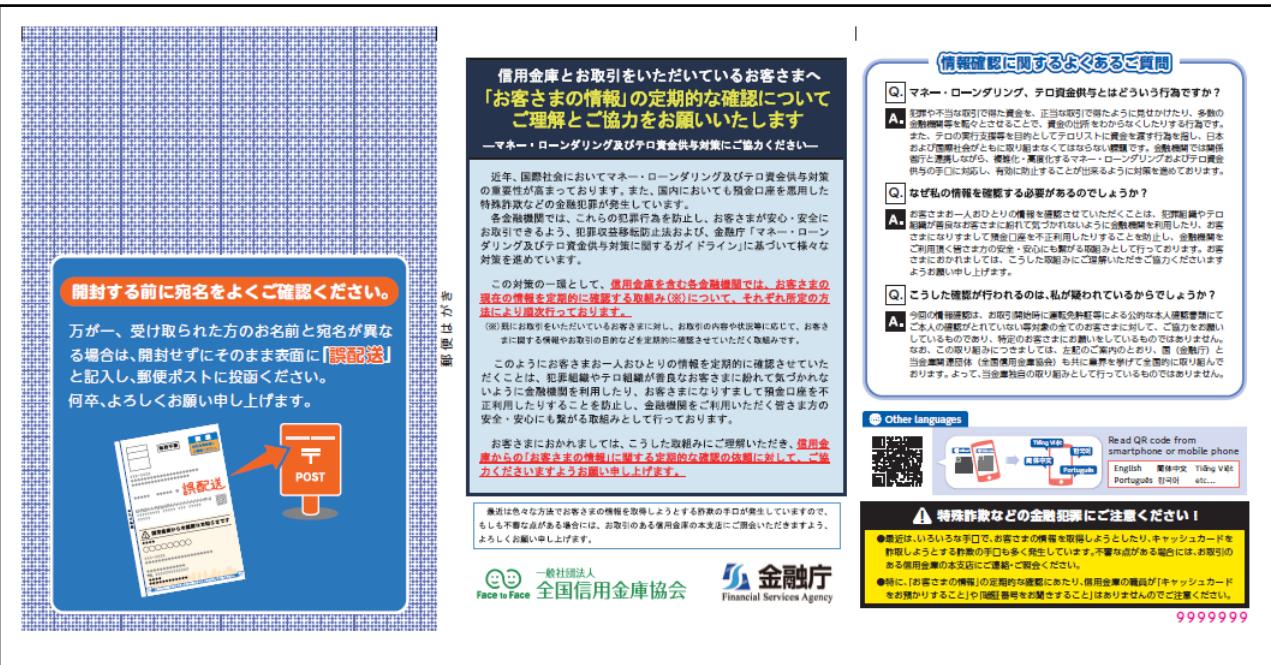
お客様に送付させていただくダイレクトメールの内容

<ハガキ表面>



※当金庫は、ダイレクトメールの発送業務を株式会社しんきん情報サービスに委託しております。

<ハガキ裏面>



[ご参考]

・金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/index.html>

金融機関のマネロン対策にご協力ください

・一般社団法人全国信用金庫協会ホームページ

https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html

マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い